事務事業評価実施要領

1　事業分類

事業の性質に応じた評価を行うため、次の５種類に分類する。

<table>
<tr><th>No.</th><th colspan="3">事業類型</th><th>定　　義</th></tr>
<tr><td>1</td><td rowspan="3">実施計画事業</td><td rowspan="2">ソフト事業</td><td>義務的事業</td><td>法令等により実施が義務付けられた事業</td></tr>
<tr><td>2</td><td>任意事業</td><td>上記義務的事業以外の市が自主的に実施する市民サービス事業（施設管理運営事業を含む。）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>建設事業</td><td>施設等整備事業</td><td>施設の建設、道路、公園等の整備事業、情報システムの構築事業、大規模な修繕事業</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="3">施設維持管理（補修）事業</td><td>施設、道路、水路、公園などの維持（管理）補修事業</td></tr>
<tr><td>5</td><td colspan="3">内部管理事務</td><td>直接的な市民サービスの提供を伴わない内部的、定型的な業務</td></tr>
</table>

評価対象は、実施計画事業のうち、ソフト事業（上記No.１及び２）とする。

2　評価時期及び方法

ソフト事業の評価は、事後評価で行う。

事業実施年度末に、当年度の実績を評価することで、事業内容の見直し及びコスト改善等を行い、直ちに次年度の事業実施に生かすとともに、次年度以降の計画に反映させる。

一次評価は担当者・担当係長が評価し、二次評価は主管課長が評価する。

3　評価段階別の評価対象事業

<table>
<tr><th>評価段階</th><th>評価対象事業</th></tr>
<tr><td>一次評価（担当者の評価）</td><td rowspan="2">実施計画計上のソフト事業</td></tr>
<tr><td>二次評価
（担当者以外による客観的な評価）</td></tr>
<tr><td>三次評価（客観的な評価）</td><td>上記事業のうち、30事業程度</td></tr>
</table>

4　評価者

<table>
<tr><th rowspan="2">評価段階</th><th rowspan="2">評価者</th><th colspan="6">評価項目</th></tr>
<tr><th>妥当性</th><th>有効性</th><th>効率性
公平性</th><th>貢献度</th><th>優先度</th><th>総合評価</th></tr>
<tr><td>一次評価</td><td>担当者
担当係長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>二次評価</td><td>主管課長</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>三次評価</td><td>行政評価
委員会</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>

５　評価項目

(1)　「妥当性」「有効性」「効率性、公平性」

評価項目ごとの評価の視点は、次のとおりとする。

評価項目		点数	評価ランク基準
妥当性	【妥当性１】 市が行うべき事業かどうか。 なぜ市が関与するのか。	５点	法令で市に実施が義務付けられている事業。 市民が最低限の社会生活を営むうえで必要とする生活環境の確保を目的とした事業。
		４点	社会的、経済的弱者を対象に生活の安定を支援するための社会保障事業。 市民の生活・財産・権利を擁護し、あるいは不安を解消するために必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした事業。
		３点	不特定多数に受益がおよび、サービス対価の徴収ができない事業。また、民間では供給主体が存在しない事業。
		２点	民間サービスだけでは供給が不十分なため、これを補完、先導する事業。
		１点	民間で十分供給されており、市の関与が不要又は低下している事業。
	【妥当性２】 市民ニーズや社会ニーズは高いかどうか（ニーズは低下していないか）。	３点	市民ニーズ、社会ニーズを把握しながら実施しており、市民ニーズ、社会ニーズは高い事業。
		２点	市民ニーズ、社会ニーズのうち一方が低い、もしくは、市民ニーズの把握の見直しが必要な事業。
		１点	市民ニーズ、社会ニーズともに低下してきている、もしくは低い事業。
有効性	【有効性１】 成果指標の目標達成度合いはどうか。	５点	実績値が伸び、かつ目標を達成した事業。新規事業で前年対比ができない場合は、実績値が目標達成した事業。
		４点	実績値は伸びたが（前年対比５％以上の増）、目標は未達成の事業。新規事業で前年対比ができない場合は、実績値が目標未達成の事業。
		３点	実績値は前年と同程度の事業（前年対比５％未満の増減）。
		２点	実績値が前年より下がった事業（前年対比５％以上20％未満の減）。
		１点	実績値が大幅に下がった事業（前年対比20％以上の減）。
	【有効性２】 事業目的、対象者及び実施手段は適切かどうか。	３点	事業目的に有効であり、事業対象、実施手段が適切な事業。
		２点	事業目的、事業対象、実施手段のうち、一つが実態と合わなくなってきている事業。
		１点	事業目的、事業対象、実施手段のうち、二つ以上が実態と合わなくなってきている事業。

評価項目		点数	評価ランク基準
効率性・公平性	【効率性１】 成果指標１件当たりの単位コストは適正かどうか。	３点	単位コストが改善した事業（前年対比５％以上の減）。
		２点	単位コストが前年と同程度の事業（前年対比５％未満の増減）。新規事業で前年対比ができない事業。
		１点	単位コストが悪化した事業（前年対比５％以上の増）。
	【効率性２】 事務処理をさらに効率的に行う余地がないか。民間活力が図れないか。	３点	効率的な事務執行や部内相互応援体制などの活用や民間活力を十分発揮し、大きな効果が見られた事業。
		２点	ある程度の改善は必要であるが、事務執行や部内相互応援体制などの活用や民間活力を利用し、効果が見られた事業。
		１点	事務執行や部内相互応援体制などの活力や民間活力について、改善を必要とする事業。
	【公平性１】 サービスの受益対象、受益負担は妥当か。	３点	公平なサービスを提供し、適正な受益者負担をしている事業、または、受益者負担をさせられない事業。
		２点	ある程度公平なサービスを提供しているが、受益者負担は改善の余地がある事業。
		１点	対象者に偏りがあるなど公平なサービスとはいえない。または、ある程度公平なサービスを提供しているが、受益者負担をしていない事業。

評価ランクは、評価項目ごとの評価点合計を基に決定する。

評価ランク 評価項目	A	B	C	D	E
妥当性	７点以上	６点	５点	４点	３点以下
有効性	７点以上	６点	５点	４点	３点以下
効率性 公平性	８点以上	７点	６点	５点	４点以下

(2)　貢献度

評価ランク	評価基準
A （非常に高い）	施策の成果向上に与える影響が、非常に高い事務事業。
B （高い）	施策の成果向上に与える影響が、高い事務事業。
C （普通）	施策の成果向上に一定の影響を持つ事務事業。
D （低い）	施策の成果向上に直接的な影響は弱い事務事業。
E （非常に低い）	当初位置づけた必要性が薄れた事務事業であり、事業推進が期待できない事務事業。

(3)　優先度

評価ランク	評価基準
A （非常に高い）	施策の貢献度評価を踏まえ、目標の達成に向けて優先的に取り組む必要性が、市の政策全体から見ても非常に高いと判断される事務事業。
B （高い）	施策の貢献度評価を踏まえ、目標の達成に向けて優先的に取り組む必要性が、当該政策の視点から見て高いと判断される事務事業。
C （普通）	施策の貢献度評価を踏まえ、目標の達成に向けて現状の計画に沿って推進していく事務事業。
D （低い）	施策の貢献度評価を踏まえ、事務事業の統合や縮小が必要な事務事業。
E （非常に低い）	施策の貢献度評価を踏まえ、事務事業の廃止が必要な事務事業。

(4)　総合評価（今後の方向性）

実施主体	必要性	評価区分	評価基準
市	必要	1：拡大・拡充	現状のサービス内容（供給量）では不十分なため、事業規模を拡大して実施する。
		2：業務改善	事務事業の見直しにより成果の向上を図り、継続実施する。 ・事業内容及び実施手段等の改善が必要。 ・評価方法、指標及び記載等の改善が必要。
		3：現状維持	現在のサービス内容（供給量）のまま、事務事業を継続実施する。
		4：統合・縮小	他の事業と統合または事業規模を縮小して実施する。
	不要	5：休止・廃止	優先度やニーズ等の必要性が低いため実施を中断する。 目的を達成したため、事業をやめる。 早急に事務事業の廃止ができないため、終期を設定し事務事業をやめる。
		6：要調整	廃止にあたり、関係団体と調整が必要な事務事業。
7：民間			行政の役割は終了し、民間の方がより効果的・効率的に実施できる事業。